資料１

新宿区無電柱化推進計画　素案【概要版】

１　新宿区無電柱化推進計画策定の背景

無電柱化の推進に関する法律に基づき、無電柱化の推進に関する基本的な方針や具体な実施計画を取りまとめた「新宿区無電柱化推進計画」を策定します。

背 景	・昨今の大規模地震や大型台風により電柱が倒壊し、緊急車両の通行に支障を与えた ・電柱により歩行者や車いす利用者の通行を妨げている ・電柱や張り巡らされた電線により景観を阻害している
国の動向	・平成 28 年 12 月：「無電柱化の推進に関する法律」を施行 ⇒ 都道府県・市町村は無電柱化推進計画を策定・公表（努力義務） ・平成 30 年　４月：「無電柱化推進計画」を策定・公表
東京都の動向	・平成 29 年 ９月：「東京都無電柱化推進条例」を施行 ・平成 30 年 ３月：「東京都無電柱化計画」を策定・公表

２　新宿区における無電柱化の状況

区内の道路（国道、都道、区道）では、無電柱化率は約 20%となっています。

区道のみを対象とした場合では、無電柱化率が約 10%となります。

区道の無電柱化率

（平成３０年９月末現在）

区　分	管理道路延長	無電柱化道路延長	無電柱化率
新宿区が管理する道路（区道）	２９５ ｋｍ	３０ ｋｍ	１０ ％

３　無電柱化の推進に関する基本的な方針

方針１　都市防災機能の強化【防災】

地震や台風などの災害時に、電柱倒壊による道路の閉塞を防ぎ、ライフラインの安定供給や救急活動の円滑化を図ります

方針２　安全で快適な歩行空間の確保【安全・快適】

歩行の妨げとなる電柱をなくし、歩行者だけでなく車いすやベビーカーも移動しやすい歩行空間を確保していきます

方針３　良好な都市景観の創出【景観】

景観を阻害している電柱や電線類をなくし、良好な都市景観の創出を図ります

４　無電柱化路線

「３ 無電柱化の推進に関する基本的な方針」を踏まえて「整備対象路線」を選定しました。

「整備対象路線」（区が無電柱化を進めている路線を含む）と、「開発事業等により無電柱化を進めている路線」・「無電柱化済路線」を合わせて『無電柱化路線』とします。

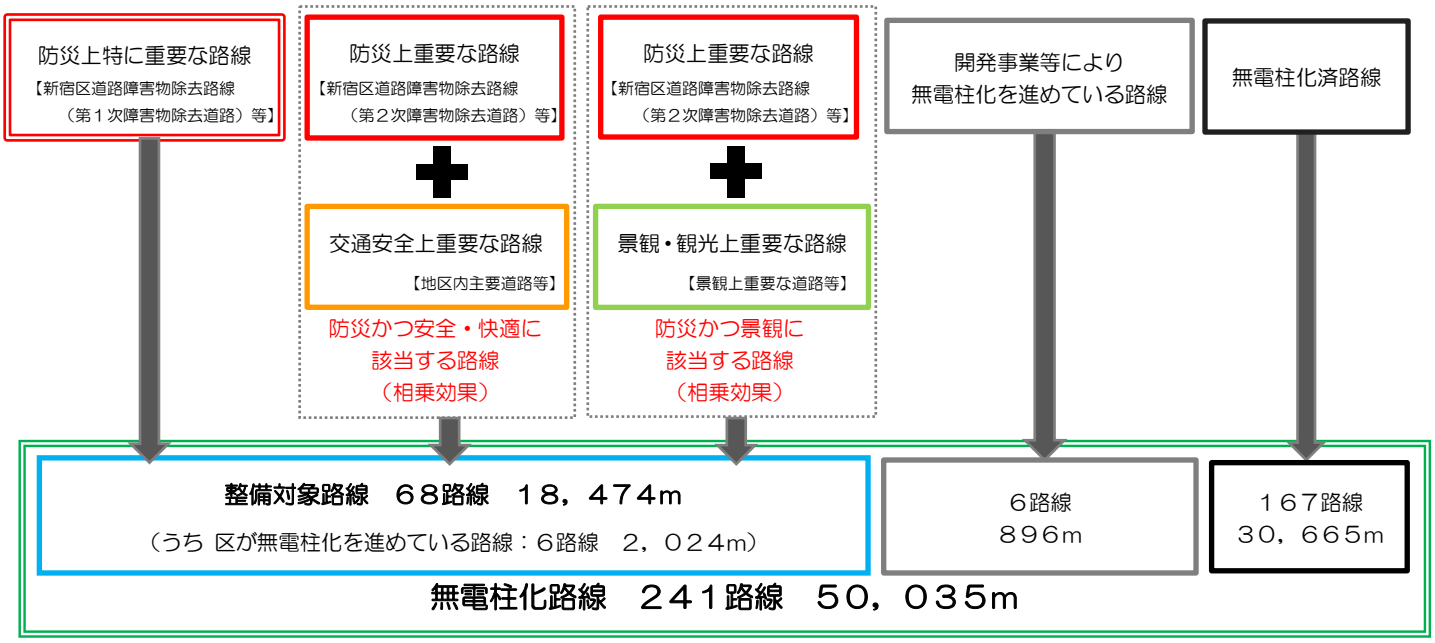

５　無電柱化推進計画の期間と目標

（１）無電柱化推進計画の期間

２０１９年度（平成３１年度）から２０２８年度までの１０年間

（２）優先整備路線の選定

本計画期間内に無電柱化整備を実施する路線を『優先整備路線』とし、以下に基づき選定しました。

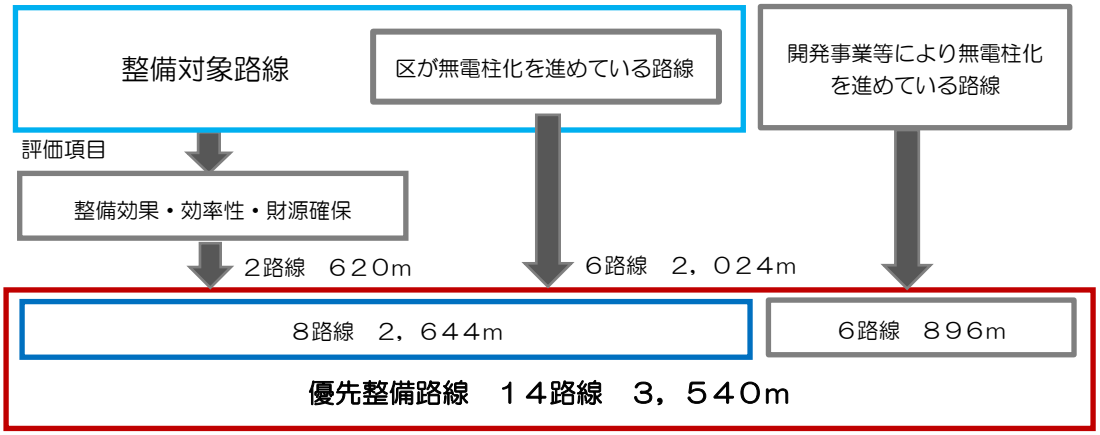

（３）無電柱化の推進に関する目標

本計画期間内における無電柱化の推進に関する目標を以下のとおり定めます。

無電柱化路線の無電柱化率※　６１％　→　６８％

（※ 優先整備路線＋無電柱化済路線：３４，２０５m／無電柱化路線：５０，０３５m ）

【参考】区道の無電柱化率　１０％　→　１１％

【無電柱化路線図】

ア　優先整備路線
（整備対象路線のうち評価項目を踏まえ選定した路線）

No	路線名（通称名等）	延長
①	特別区道 31－1390 （水野原通り）	250m
②	特別区道 23－1360 （上落中通り）	370m

イ　優先整備路線
（整備対象路線のうち区が無電柱化を進めている路線）

No	路線名（通称名等）	延長
③	特別区道 23－1361 （聖母坂通り）	587m
④	特別区道 21－580 （補助７２号線第Ｉ期区間）	352m
⑤	特別区道 43－120 （信濃町駅周辺）	151m
⑥	特別区道 11－260 （甲州街道脇南側区道）	124m
⑦	特別区道 42－540 （四谷駅周辺）	80m
⑧	特別区道 31－1380 （女子医大通り）	730m

ウ　優先整備路線
（開発事業等により無電柱化を進めている路線）

No	路線名（事業名）	延長
1	特別区道 11－562 （新宿区西新宿六丁目計画）	197m
2	特別区道 11－631 （新宿区西新宿六丁目計画）	78m
3	特別区道 34－30 （大日本印刷市谷工場整備計画）	191m
4	特別区道 42－520 （四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	163m
5	特別区道 42－530 （四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	134m
6	特別区道 42－540 （四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	133m

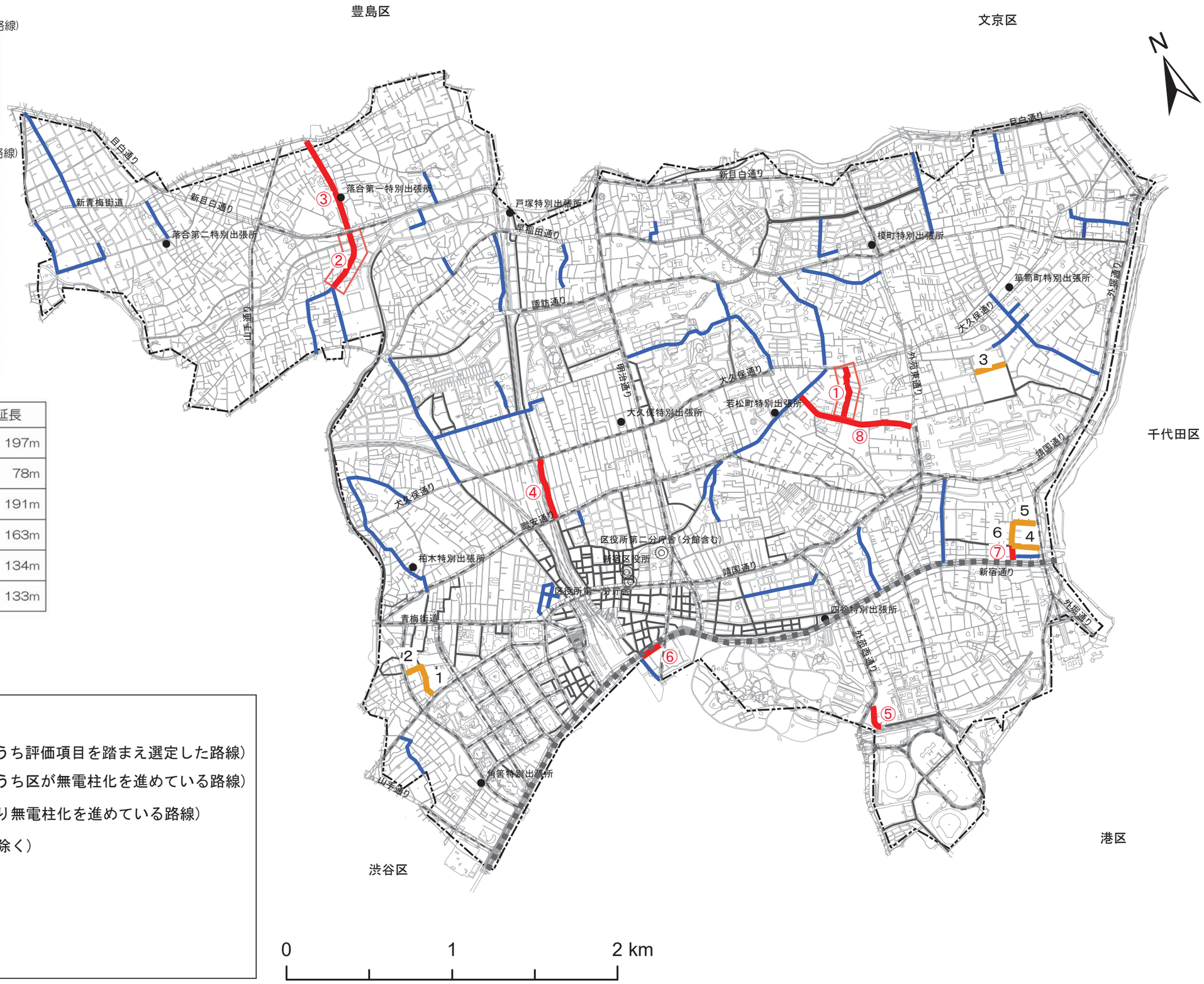

凡例

- 優先整備路線（整備対象路線のうち評価項目を踏まえ選定した路線）
- 優先整備路線（整備対象路線のうち区が無電柱化を進めている路線）
- 優先整備路線（開発事業等により無電柱化を進めている路線）
- 整備対象路線（優先整備路線は除く）
- 無電柱化済路線（区道）
- 無電柱化済路線（国道・都道）
- 新宿区界

６　無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

施策１	コスト縮減・工期短縮への更なる取組

国・東京都で検討が進められているコスト縮減や工期短縮につながる整備手法について活用の検討を行います。

施策２	多様な整備手法の活用による整備の推進

地上機器を公共用地等に設置することやソフト地中化方式など、多様な整備手法を活用していきます。

施策３	補助制度を活用した財源確保

これまでの、補助制度を引き続き活用するとともに、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」などの補助制度を有効に活用し、財源確保に努めます。

施策４	都市計画道路の整備と併せた同時整備の推進

都市計画道路の整備による道路の新設や拡幅に併せて無電柱化整備を推進します。

施策５	市街地再開発事業や都市開発諸制度等の整備と併せた同時整備の推進

市街地再開発事業や都市開発諸制度等の道路整備と併せて無電柱化を推進します。

７　無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

（１）組織体制の強化

無電柱化を今後さらに推進していくために、内部組織体制の強化を検討していきます。

（２） 広報・啓発活動

事業内容や整備効果に関するパンフレットの作成等により広く周知していきます。

（３） 関係機関との連携強化

国・東京都と連携した技術検討や電線管理者との整備手法に関する協議・調整を行います。

（４） 他事業との調整

都市計画道路の整備や開発事業等の際には、同時に無電柱化が実施されるよう調整していきます。

（５） 推進に向けたルール作り

電線共同溝整備マニュアル等、事務処理の簡素化に必要な改善を行います。

（６） 道路の占用制限の活用

防災上重要な路線や無電柱化済みの路線について、電柱の新設を制限する措置を検討します。

（７） 計画の適宜見直し

本計画を着実に推進していくため、事業を進捗管理するとともに、見直しや改善を進めていきます。

新宿区無電柱化推進計画 素案 【概要版】

平成３０（２０１８）年１２月

■問合せ先　新宿区みどり土木部道路課計画係
東京都新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
ＴＥＬ：０３－５２７３－３５２５
ＦＡＸ：０３－３２０９－５５９５